

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価及び 設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

令和6年3月
周南市

このことについて、下記のとおり特例措置を適用することとしましたのでお知らせします。

1 特例措置の内容

2に掲げる対象工事または業務委託の受注者は、工事請負契約書第56条、業務委託契約書（設計業務等委託用）第54条、業務委託契約書（建築関係業務委託用）第55条、業務委託契約書（発注者支援業務用）第48条、又は業務委託契約書（工事監理業務委託用）第45条等の定めに基づき、適用基準日が令和6年3月15日の労務単価に基づく契約に変更するための請負代金（委託料）の額の変更の協議を請求することができます。

2 対象工事及び業務委託

令和6年3月1日以降に契約を行う「工事（注）」及び「業務委託（設計業務及び発注者支援業務）」のうち、令和6年3月14日以前に入札公告又は指名通知を行うものが対象です。

（注）道路維持管理業務委託などの工事に類似した内容の業務委託を含む。

3 受注者等への説明方法

○契約締結前に、契約担当者が、落札者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明します。

○なお、契約済みの場合は、監督職員が、工事または業務打合せ簿により、受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明します。

4 受注者からの請求

○協議の請求の意向がある場合は、別添様式を添付した工事または業務打合せ簿により、監督職員に協議を行ってください。

なお、様式については、契約監理課ホームページに掲載しています。

○協議については、契約締結後、原則15日以内に行ってください。

なお、契約済みの場合は、監督職員による説明から、原則15日以内（説明日を含む）に行ってください。

5 請負代金（委託料）の額の変更

変更後の請負代金（委託料）の額については、次の方式により算出します。

$$\text{変更後の請負金額（委託料）（税抜き）} P1 = \frac{\text{当初請負額}}{\text{当初設計額}} \times \text{新労務単価により算出した設計額}$$
$$\text{変更後の請負金額（委託料）} P = P1 \times (1 + \text{消費税等率})$$

6 その他

別紙2「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い」に留意してください。